であることを証明するために作成された電磁的記録であつて財務省令で定めるものをいう。第十条の四第二号において同じ。）が提供されているものを含む。次条第一項第二号において「未納税移入証明書」という。）に基づき、前号イからホまでに掲げる事項並びに当該揮発油を移入した者の住所及び氏名又は名称を記載した書類

第五条の二第三項中「及び法」を「及び」に改め、同項第三号中「法第十五条第二項又は法」を「第十五条第二項又は」に改め、同条第四項中「及び法」を「及び」に改め、同項第三号中「法第十五条第二項又は法」を「第十五条第二項又は」に改め、同条第五項中「及び法」を「及び」に、「掲げる」を「定める」に改める。

第五条の二の次に次の一条を加える。

（未納税移出に関する特例）

第五条の三　法第十四条の二第一項に規定する揮発油の製造者は、当該揮発油につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によりその明細を明らかにしなければならない。

一　当該揮発油を移出した者と当該揮発油を移入した者が同一である場合　前条第二項第一号イからホまでに掲げる事項を帳簿に記載する方法

二　前号に掲げる場合以外の場合　未納税移入証明書に基づいて、前条第二項第一号イからホまでに掲げる事項並びに当該揮発油を移入した者の住所及び氏名又は名称を帳簿に記載する方法

2　法第十四条の二第一項第二号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

一　申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号

二　移出をする製造場の所在地及び名称並びに当該移出先が当該揮発油を継続して移入する場所であることの事実

三　移出先の所在地及び名称並びに当該移出先が当該揮発油を継続して移入する場所であることの事実

四　移出先に移入する者の住所及び氏名又は名称

五　移出の理由又は目的

六　申請の理由

七　その他参考となるべき事項

3　法第十四条の二第二項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

一　申請者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

二　移入場所の所在地及び名称並びに当該移入場所が当該揮発油を継続して移入する場所であることの事実

三　移入の理由又は目的

四　移出者の住所及び氏名又は名称

五　移出をする製造場の所在地及び名称

六　申請の理由

七　その他参考となるべき事項

4　税務署長は、前二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認を与えるときはその旨及び法第十四条の二第一項又は第二項の規定が適用されることとなる最初の日を、承認を与えないときはその旨及びその理由を当該承認の申請者に対し、書面により通知しなければならない。

5　税務署長は、法第十四条の二第四項の規定により承認を取り消す場合には、その旨、その理由及び同条第一項又は第二項の規定が適用されないこととなる日を当該承認を受けた者に対し、書面により通知しなければならない。

6　法第十四条の二第一項第二号の承認を受けた者に係る同条第五項の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号

二　当該承認に係る製造場の所在地及び名称

三　当該承認に係る移出先の所在地及び名称並びに当該移出先に移入していた者の住所及び氏名又は名称

四　当該承認を受けた年月日

五　届出の理由

六　法第十四条の二第一項の規定の適用を受けないこととなる年月日

七　その他参考となるべき事項

7　法第十四条の二第二項の承認を受けた者に係る同条第五項の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　届出者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

二　当該承認に係る移入場所の所在地及び名称

三　当該承認を受けた年月日

四　届出の理由

五　法第十四条の二第二項の規定の適用を受けないこととなる年月日

六　その他参考となるべき事項

第六条の見出しを「（未納税引取りの承認の申請等）」に改め、同条第一項中「第十四条の二第一項」を「第十四条の三第一項」に改め、同条第二項中「第十四条の二第一項」を「第十四条の三第一項」に、「法第十六条の四第一項」を「第十六条の五第一項」に改め、同条第三項中「前条第七項」を「第五条の二第七項」に、「第十四条の二第六項」を「第十四条の三第六項」に改める。

第七条の見出しを「（未納税引取りを認める揮発油及び場所）」に改め、同条中「第十四条の二第一項第二号」を「第十四条の三第一項第三号」に、「同号」を「同項第三号」に改め、「当該各号に掲げる」の下に「区分に応じ、当該各号に定める」を加える。

第八条中「及び法」を「及び」に、「法第十四条の二第八項」を「第十四条の三第八項」に、「第十六条の四第四項」を「第十六条の五第四項」に改め、同条第三号中「第十四条の二第一項」を「第十四条の三第一項」に、「法第十六条の四第一項」を「第十六条の五第一項」に改める。

第十条の四を次のように改める。

（移出に係る航空機燃料用揮発油の免税手続）

第十条の四　法第十六条の三第二項に規定する政令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一　当該揮発油を移出した者と当該揮発油を移入した者が同一である場合　次に掲げる事項を記載した書類

イ　移入場所の所在地及び名称

ロ　移入した揮発油の数量

ハ　移入の年月日

ニ　その他参考となるべき事項

二　前号に掲げる場合以外の場合　当該揮発油が法第十六条の三第一項に規定する場所に移入されたこと及び当該揮発油に係る同号イからハまでに掲げる事項を当該揮発油を移入した者が証する書類（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて、当該揮発油を移入した者により、当該電磁的記録に記録された情報に電子署名が行われ、かつ、当該電子署名に係る電子証明書が提供されているものを含む。第十条の六第一項第二号において「免税移入証明書」という。）に基づき、前号イからニまでに掲げる事項並びに当該揮発油を移入した者の住所及び氏名又は名称を記載した書類

第十条の五中「第十六条の四第四項」を「第十六条の五第四項」に改める。

第十条の六中「第十六条の四第一項」を「第十六条の五第一項」に、「添付して」を「添付して」に改め、同条を第十条の七とする。